
令和5年度北区子ども・子育て会議第1回子ども・子育て支援計画部会 議事要旨

[開催日時] 令和5年5月11日(木)午後 6時30分～午後 8時18分

[開催場所] 北とぴあ15階ペガサスホール

[次第]

1 開会

2 子ども・子育て施策等に関する報告事項

①「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」の施策目標等について

②「(仮称)北区子ども条例」に関する事項について

3 その他

4 閉会

[出席者] 石黒万里子 部会長 野上 智宏 委員 漆原 浩子 委員
鹿田 昌宏 委員 田邊 茂 委員 関口 泰正 委員
三田 理恵 委員

[配布資料]

資料 1	①第 5 期北区子ども・子育て会議委員一覧
	②（仮称）北区子ども・子育て支援総合計画策定検討委員会名簿及び子ども・子育て支援計画部会・子ども未来応援プラン部会の各事務局について
資料 2	①「北区子ども・子育て支援総合計画」策定に向けた関連会議体等のスケジュール
	②「北区子ども・子育て支援総合計画」の基本的考え方
	③「北区子ども・子育て支援総合計画 2 0 2 4」の構成について
	④「北区子ども・子育て支援総合計画」の体系
資料 3	①「次世代育成支援行動計画」の体系について
	②「次世代育成支援行動計画」の施策目標（現行計画及び赤字修正版）
	③「次世代育成支援行動計画」の施策目標（新旧対照表）
資料 4	「子どもの未来応援プラン」の体系について
資料 5	①（仮称）北区子ども条例の基本的な考え方（案）令和 5 年 5 月北区
	②特別区子どもの条例制定自治体一覧表と北区比較
	③「（仮称）北区子ども条例アンケート」（案）
	④令和 5 年度の取組み予定について
	⑤G I G A スクール端末を活用した区立小学校児童（4～6 年生）へのアンケート結果
	⑥東京家政大学 4 年生への子ども条例についての意見結果

【部会長】

それでは定刻になりましたので、令和5年度第1回北区子ども・子育て会議、子ども・子育て支援計画部会を開会いたします。

本日は傍聴席を用意いたしました。皆様にもご承知おきいただければと思います。

さて、本日は本当にお忙しい中、たくさんお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日の会議は令和5年度第1回北区子ども・子育て会議の子ども・子育て支援計画部会の会議となります。新型コロナウイルス感染症の予防対策に関して、感染予防のマスクの着用については自己判断に変更となりました。また、5月8日には新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、2類相当から5類感染症へ移行するなど、平時に向けて大きな一步を踏み出したという、今のこの状況です。関係の皆様におかれましては、引き続き感染予防策を取りながらも、子どもたちや子育て家庭への支援が止まることのないよう、今後とも皆様のお力を合わせて取り組んでいっていただきたいと思っています。どうぞ、よろしく願いいたします。

さて、今回、今年度第1回目の会議ということで、今年度新たに委員となられた方がいらっしゃると思いますので、お一人ずつご所属とお名前だけで結構ですので、自己紹介をいただければと思います。

(委員自己紹介)

【部会長】

ありがとうございました。

それでは事務局から、本日の出欠状況と資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

それでは事務局から、まずは本日の出欠確認を申し上げます。

本日は欠席委員の方が3名、出席委員の方6名でございました。定数の過半数を超えていますので、本日の部会は定足数を満たしていますことをご報告申し上げます。

続きまして、資料の確認を申し上げます。

資料に不足がある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、2番、子ども・子育て施策等に関する報告事項ということで、①「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」の施策目標等についてです。それでは、事務局から報告をお願いいたします。

【事務局】

まず、資料2の①のスケジュールのほうからご覧いただけますでしょうか。

一番左側の欄、縦書きのところです。委員の皆様に関わりのある子ども・子育て会議の日程になります。今年度はお示しのとおり、多くの開催を予定してございます。子ども・

子育て支援総合計画の検討と合わせて、子ども条例についてもご意見を伺うため、5月と6月に二つの部会をそれぞれ2回ずつ開催いたしまして、その後も7月、9月、10月、12月、2月頃と会議を開催する予定です。

その右側の策定検討委員会とは、いわゆる区役所の課長級職員を構成員とする庁内会議となります。参考にご覧いただければと思います。

では、次のページに進みます。

続けて資料2の②から資料3の①というのが、いわゆる前回までの、3月に開催いたしました子ども・子育て会議でご議論いただいた内容となります。新しい委員の方もいらっしゃるの、簡単に内容に触れながら説明をいたします。

まず、資料2の②です。子ども・子育て支援計画の骨子となります、その基本的な考え方のページになります。

基本理念については現在、この子ども・子育て支援総合計画の上位計画になります北区の基本構想の見直しを行っていきまして、その見直し、基本構想の目標から子どもを主語にアレンジをかけまして、「すべての子どもが自分らしく輝き健やかに成長できるよう子どもの育ちを支援するまち」といったような理念でどうかといったようなことで、議論が進んでいます。

基本的な視点のほうに移ります。まず、基本的な視点ですが、これまではすべての子どもの人権の尊重といったような言い方をしていましたが、今子ども条例のほうの検討をしている中で、子どもの権利といったような言い方がかなりされていますので、「子どもの権利の保障」という言い方に変えてございます。

その下、(2)基本方針です。現行の計画では、「子どもの成長への支援」「すべての子育て家庭への支援」「まちぐるみでの子育ての支援」といった三つの基本方針を掲げているところですが、今回計画の策定、大きな特徴といたしまして未来応援プランといいますか、貧困の連鎖を解消するための計画、それを統合する関係で、未来応援の要素が含まれているといったことを強く示すために、「子どもが夢と希望をもって安心して生きるための支援」といったようなもの、これを全ての子育て家庭の支援の中から一つ引っ張り出して、分かりやすい形で示したほうがいいのではないかとといったようなことで、議論が進んでいるところです。

次に資料2の③に進みます。

子ども・子育て支援総合計画2024の構成についてです。ここですが、委員の皆様アンケートを取らせていただいて、まず子ども未来応援計画についてどこの章立てにするかといったようなことで、第5章に位置づけるといったような取扱い。また、第2章の現状と課題を資料編に含めたほうがいいのではないかとといったようなお考えもあったのですが、多数決を取って本日お示しするような形、新計画という右側のような構成でいったらいいのではないかとといったようなことで、今議論が進んでいるところです。

次、2の④に進みます。

計画の体系ですが、次世代育成支援行動計画についてはこれまでと同じ、五つの施策目標を掲げ、その中で子どもが主体となる未来を担う人づくりの順位を上げる形としました。また、子ども・子育て支援事業計画、子どもの未来応援計画については、現行の体系を維持する考え方、これを前回もお示しさせていただいたところです。

資料3の①、施策の中の個別目標についてです。

左側が現行のもので、右側が前回お示しさせていただいたものでございます。前回の会議では一番下のところです。(5)安心して子育てと仕事ができる環境づくりの中の③で、男女が共に担う子育ての推進、これが現行の計画の個別目標ですが、多様性、社会の推進の観点から、なるべく男女という言い方は避けたいというのを説明させていただき、会議でも修正を検討してはといったようなお話をいただいたところです。

庁内で検討し、資料でお示しいたしました。ちょっと長いのですが、「性別による固定的な役割分担意識にかかわらず子育てを担う社会の推進」といったような言い方でどうだろうということ、本日お示ししてございます。

ここまでが前回のところなので、まずその振り返りということで一旦説明を切ります。

【部会長】

今、資料3の①までご説明いただきましたが、こちらまでは前回まで審議させていただいたところですが、今までの部分で何かご確認等がありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは引き続いて、ご説明のほうをお願いしてもよろしいでしょうか。

【事務局】

資料3について説明します。

資料3の②からが今回、新しいお話になっていきます。

施策目標についてです。この9、10ページのほうが現行の施策目標の説明。11、12ページが区のほうで、こう直してはどうかといったようなところです。

その次のページに、13ページになるのですが比較の表を載せています。対比したものでご覧いただいたほうが、ひょっとしたら分かりやすいのかもしれませんが。文字が多くてちょっとなという方は、11、12ページのほうでもよろしいのかなと思っています。

まず、区のほうで結構比較をして、ご覧いただくと分かるのですが、修正がそれなりに多く施されているような、そんな印象かと思いますが。まず、修正の大きな方針といたしまして、最初に保護者を対象とする施策であっても、子どもの育ちが基本であり、子どもが主人公であるといったような視点に立って表現を心がけました。2番目に基本的な視点の変更と同様、子どもの人権の尊重という言葉、従前の計画ではそういった表現をよく用いていたわけですが、「子どもの権利の保障」といった言い回しに変更した箇所があります。

また、施策目標の示す内容がより分かりやすいものとなるように、現行のものに比べて少し丁寧な記述を心がけたと、そんなところが修正のポイントになります。

若干、個別の内容に触れてみたいと思います。

新たな施策目標1のほう、未来を担う人づくりのところ、11ページで説明させていただきます。

「未来を担う人づくり」ですが、従前は権利擁護について広く周知、啓発を行うといったようなものでございましたが、(仮称)子ども条例の制定に伴う権利擁護の取組の充実を意識しまして、子どもの権利を守る仕組みの構築と体制の充実を図ると、若干現行のものに比べて踏み込んだ形といたしました。

次に新たな施策目標2です。末尾に「また、子育てに不安を持つ保護者に対し、「親育ち」の取組を推進します」といったような言葉を加えましたが、こちらが意識意向調査で区事業のうち、最も満足度が高い結果となったNPプロジェクトを意識した表現としてございます。

次に施策目標3です。従前は地域ぐるみとしていた表現を基本方針で用いられてございます「まちぐるみ」に修正いたしまして、見守りなど安全対策の記述を後段に移行することで、読みやすさを心がけました。

次に裏面に行きます。

施策目標4ですが、児童相談所複合施設の整備を意識しまして、子どもに関する総合的な相談・支援の拠点の整備といったようなことを盛り込んでいます。

次に施策目標5です。男女の部分ですが、これを先ほどお示しした施策目標の表現に改めるような、そんな内容となっています。

資料の説明は以上になるのですが、一つ皆さんに説明を加えたいことがございます。

今回、北区のほうの動きといたしまして、区長・区議会議員選挙が行われました。今回の計画の策定に当たってはもちろん子ども・子育て会議に諮問を行い、委員の皆様のご審議の結果を反映させて、計画策定を進めているところで、その進め方に変更はありません。ただ、新たな区長、新たな区議会議員からも子ども分野の取組については高い関心が寄せられていることから、次回以降、若干それらの意見を反映し、新たな修正案をお示しすることがあり得るということをご理解いただければと思います。

また、今回の計画の課題なのですが、今日の子どもの政策については課題と認識されつつも具体の取組がなかなか定まっていないところ等ございます。具体的に申し上げますと、例えば若者支援であったり、権利擁護・意見表明の保障、LGBTQの対応、在宅子育て支援の充実ですとか、出産から切れ目のない伴走型支援やヤングケアラー支援などが該当すると考え、この辺りをこの計画にどのように盛り込むかが区内部でもいろいろ課題となっていて、次回以降検討を行って、皆様にご相談したいと考えてございます。

最後に、その次のページの紹介だけさせていただきます。資料4ですが、こちらは子ども未来応援に関する計画の体系ということですが、こちらはもう一つの部会のほうの守備範囲と認識してはございますが、前回の会議でも基本体系等は現計画のものを維持するというような考え方をご説明しており、今回参考にお示しさせていただくものです。

【部会長】

ありがとうございました。今、資料1から資料4について、ご説明いただきました。それでは皆様から何かご意見等ありますでしょうか。

そうですね、全体的に子どもの権利保障であるとか、より多様なまちづくりということでそういった趣旨が反映されて、より詳しく分かりやすくなっているかなと思いましたが、いかがでしょうか。

【委員】

今回の施策目標の2022年の計画案のやつで、前に4にあったのが1に変わったのはやはり、子どもの権利のどちらかという前押ししてという意味で1番に変わってきたの

でしょうか。

【事務局】

前回もこの三つの基本目標の前、施策目標の前にある基本方針というのがありまして、これも子どもの成長への支援、つまり子どもが主体となる取組については、やはり優先順位を高く計画しようといったような、その流れを遅ればせながら今回、引き継いだような形になります。

【委員】

ありがとうございます。

【部会長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、②番のほうに進ませていただいてもよろしいでしょうか。②「(仮称)北区子ども条例」に関する事項についてということで、事務局から報告をお願いいたします。

【事務局】

ここからが子ども条例の話です。

まず、資料の閉じ順とは別に、最後のほうから行きたいなと思ってございます。資料5の⑤からよろしいでしょうか。ページにしますと29ページになると思います。かなり後ろのほうです。

意見聴取の取組の報告でまだやっていなかった部分があったので、それを先にやらせてください。

では、昨年度実施し、取り組みの実施についてのみ報告いたしましたGIGAスクール端末を活用した区立小学校4年生から6年生へのアンケートについて概要報告いたします。

1の実施概要です。小学校長会とも相談いたしまして、今回の調査は4年生以上を対象とすることといたしまして、令和5年2月の20日間程度の日程で行いました。4年から6年生の児童というのが約7,000名いらっしゃるのですが、回答をいただいた方は約2.8%に当たる197名でした。12月に実施した全中学生生徒を対象としたアンケートと同様、今困っていること、またそのことに対する支援策、条例の考え方について意見募集を行いました。

3月に開催した子ども・子育て会議では、委員の方から小学生の保護者の声としては小学生には分かりにくい問いかけ方ではなかったかといったような意見もございました。今年度もアンケートのほうを行っていく予定ですが、より具体的な条例の中身について、意見募集を行いたいと考えてございます。その際には、分かりやすい問いかけ等工夫していきたいと思っております。

回答ですが、まず回答の概要の、質問①の困っていることや問題などについてですが、ボール遊びができる公園・広場の確保などといったことについては、これまでも区のほうで行うアンケートのたびに、多くのお子様から要望が寄せられるところですが、今回階段

状になっている道での自転車が通れるといいなといったような要望ですとか、学校においてシャープペンシルの活用ができるといいなとか、体育館の時間の長ズボン着用など、かなり細かな事項に対して、それなりに多くの児童の皆さんから要望をいただいたことが大変特徴的だったかなと捉えてございます。

その次のページに進ませてください。周囲の大人からの支援についての意見です。

回答としては、(1)の設問で公園が欲しいと言ったお子様については、(2)の設問でも公園を造るといったような、そういった形で、1で挙げた困っていること、問題の改善、そういったことについての改善要望を上げたものが多くございましたが、その他では大人と子どもが意思疎通を行う場を持つようにするといったようなご意見、これが多く寄せられたといった印象です。

3ページに進みまして、上段(3)の子ども条例についてです。

名称についてです。意見募集を行う際の例といたしまして、権利条例、未来条例といったような、そういったもの。アンケートのほうで例示したこともあったのですが権利、未来の文言を用いた案が多く集まったと思っています。

その他、資料にお示しのような意見が寄せられました。

条例の周知方法ですとか、そういったことについては中学生のアンケートなんかでも同じようなことが寄せられたのかなと思っています。

次に5の⑥、ページで言いますと32ページになろうかと思いますが、東京家政大学4年生への意見聴取の取組についてです。

こちらについては、区議会で子どもを卒業して間もないといいますか、ケースによっては子どもと大人の間というか、そういったところで大学生にも意見聴取を行ってはどうかといったような意見をいただき、実施したものです。子ども・子育て会議には幸いにいたしまして、大学で教鞭を執られていらっしゃる方が会長・副会長を務めていただいています。ご相談したところ、快く協力をいただき実施に至ったものです。東京成徳大学のほうでは6月に授業の中でお時間をいただき、実施する予定としてございますが、今回は4月に東京家政大学で実施した取組を先に説明します。

資料には漏れていますが、参加いただいた人数は9名で二つのグループに分かれて話し合いを行っていただき、テーマごとにそれぞれ話し合った内容を発表いただくような形で進行いたしました。皆さん4年生で、次年度は保育士など子どもに関わるお仕事を目指していらっしゃるという方が多いのですが、とても熱心に前向きな姿勢で意見をおっしゃっていただいた印象です。

これまでの経験の中で、直面した子どもの権利に関する課題及び解決策については、これまでも小・中・高校生からお話をいただいた大人への相談、交流等の充実、また国際面・性別面での多様性社会の推進、また児童生徒個々の状況に応じた学びの場の確保などといった意見をいただきました。ただし、この解決策についてはさすが大学生ということもあってか、非常に説得力が感じられるようなものがございまして、いただいたご意見を参考に、区の取組なども見直していくべきというのではといったような提案をいただいたと思っています。

裏面に進みまして、(2)として条例に盛り込んだほうがよいと思われる子どもの権利について、大学生にご議論をいただくといいのではないかと思います、テーマといたしました。

話し合い開始当初はなかなか意見交換が進まなかったのですが、中盤以降は活発な議論が展開されたと思っています。今回の資料には反映してございませんが改めて読み返しますと、例えばですが、税金・年金・保険・選挙など、独立した個人として生活に必要な知識を身につける権利なんていうのを条例に盛り込んでも面白いのかな、そんな考えをもったようなところですよ。

【部会長】

今の資料5の最後の部分です。資料5の⑤と⑥について、一度切りますか。

それでは今、小学生の意見と大学生の意見ということでご紹介いただきましたが、皆様から何かご意見等がありますでしょうか。

【委員】

小学校さんへの質問で、7,000名で197名、2.8%。これは高いのか低いのか、私にはよく分からないのですが、どう解釈したらいいでしょうか。

【事務局】

もうちょっと、いっぱい答えていただくとありがたかったかなという思いもあるんですが。ただ、取組を知っていただくということがまず第一で、そういった点では投げかけを行い、例えば先ほど申し上げましたとおり、同じような意見をおっしゃってくれた子どもたちなんていうのは、つまりこのことを話題にして、いただけたとも感じられるのですが、やはり決して高い回答率が得られたとは思っておりません。

次回以降はもっと、この後議題にはするんですが、例えば条例の名称はどんなものがいいですかなんていう問いに対しては、もっといっぱい答えてもらえるように、いろいろ工夫していきたいと思えます。

【委員】

よろしくお願ひします。

【部会長】

ありがとうございます。そうですね。回収率が2.8%と伺うと少ないのかなと思ったりもしましたが、今後に活かしていくということでよろしくお願ひいたします。

ほかにはいかがでしょうか、資料5の⑤と⑥です。

非常に興味深いですね。小学生も少ないながらもかなり具体的なお話をしてくださったような、シャープペンシルを使えるようにするとか、体育で長ズボンの着用を可とするとか、こうした声をここに取りあえず上げられるようになったということだけでも、意義はあるのかなという気はいたしますが。こうした声を小学生は学校に対して伝えることができているのでしょうかね。そうであれば、こうした意見をくみ上げることに意義があったかなと思えます。

あと、周囲の大人からの支援についてでも、拝見しますと先生以外の大人と相談したいという意見が結構たくさんあるようで、その辺り、先生が全部を担うというよりは支援の

場を広げていくという方向で考えるきっかけとなりました。ありがとうございます。

あと、この5の⑥、大学生さんの意見もさすがといたしますか、金融、教育の必要性とか、新しい視点が提示されていて、勉強になると思います。

委員の先生方はいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかの部分の報告をお願いしてもよろしいですか。

【事務局】

では、資料の15ページに戻っていただけますでしょうか。

(仮称)北区子ども条例の基本的な考え方(案)です。令和5年3月版から若干変更になった5月版です。

前回子ども・子育て会議で示した基本的な考え方について、その際にいただいた意見を踏まえまして、赤字の部分について修正を加えたものです。前回の会議を踏まえた修正について、一通り説明をします。

まず、5の①としては2ページ目になります。1枚めくっていただくと、全体では16ページになります。条例の内容の総則部分です。④で、北区の役割の最初のポチになります。児童の権利に関する条約、これは記述というか名称の統一です。

次のページに進みまして、⑦育ち学ぶ施設及び団体等の役割ということで、施設内という表現を削除したほうがいいのではないかとといったようなご意見をいただきました。単に削除いたしますと、いつ何どきといったような解釈もあるかなど、捉えもされてしまうのかなと思ひまして、他自治体の事例を先行に「その活動において」という言葉に入れ替えてみました。

次です。その下、(4)の①の最初のポチです。愛情という表現について、人に個人的な感情、内心を表す言葉については控えたほうがいいのではといったようなご意見をいただきました。その際、保護者から人として尊重されながら育まれるといったような代案をいただきましたが、こちらも一旦区といたしましては先行自治の例を参考にしたのですが、「家庭的な環境のもと」といったような、案を考えてみました。

次に、「防止」や「改善」に加えて「救済」という言葉を加えてはといったような意見については、(4)ですとか、(4)の②ですとか、(8)の②で加筆を行う形といたしました。

最後に、次の全体では19ページになります。この資料としては5ページ、前提としては11ページの(9)です。(9)の①ですが子どもの権利の普及について、前回は(5)の③の位置づけをしてございましたが、分かりやすさ等を考慮し、新たに項目を設けるとともに、普及の取組を進めることの重要性、皆様から改めて前回の会議でもいろいろご意見をいただきましたので、その重要性を改めて、意見を踏まえまして、その対象ですとか、その手法にも言及する形といたしました。

【部会長】

今、資料5の①の(仮称)北区子ども条例の基本的な考え方(案)に基づいて、ご説明いただきました。これについて、委員の皆様から何かご意見等ありますでしょうか。

前回の会議で出た意見、反映させていただきありがとうございます。

委員の皆様、よろしいですか。

それでは、続いて説明をお願いできますでしょうか。

【事務局】

続きまして、資料5のもう一つ、本日の議論の山がございまして、何かといいますと資料5の②のことなのですが。これは何かといいますと、前回の会議で区の権利普及について他自治体の取組、権利普及のための推進委員会を設置しているが、北区では設けずに子ども・子育て会議で報告し、ご意見をいただきたいと説明し、皆様から総じて子ども・子育て会議ではなくて、そういった委員会、他自治体が設けるのであれば、そちらのほうで検討してはいかがといったような。また、前回の会議では取り扱う議題が非常に多く、さらに議題を増やすのはいかがなものかといったようなことで、ご意見をいただいたように認識してございまして、その点について、もう一回トライさせていただくというのが趣旨でございまして。区として、権利普及の取組だけのために、他自治体が個別に委員会を設置していることへの疑問といいますか、非常に効率的ではない作業を何でしているのだろうかという点、疑問視いたしまして、再度検証しました。

それが資料5の②なのですが、前回の会議でもこういった他区との比較表、お示ししていたかと思うのですが、7、8、9のところが変わっています。というのは、実際、他自治体でもそのような委員会を設置している例というのはなかったんです。どうしているのかというと、皆さん、その権利擁護の委員の委員会なり、会議体なり、そういったところでその普及啓発の取組について報告して、そこでご意見をいただいたりとか、あと、子ども・子育て全般に係る推進委員という、これは子ども・子育て会議のことですから、北区では別に条例があるので、この子ども条例の中でまた規定しようとは思っていないのですが。どちらかで、そういったものについてはご意見といただきながら進めていくといったようなやり方、他区でもとっていることが分かりました。今まで北区ではある部分、ちょっと間違った認識の基での表を、皆さんにお示ししていたといったような状況でございました。

区として、権利擁護の推進体制の権利に関する普及啓発の取組をどうするかといったようなことなのですが、今現在、私のほうで考えているのはもちろん権利擁護のほうの委員会でも報告は行う、ただ子ども・子育て会議にも報告して、ご意見をいただければありがたいのかなという、そんな思いでいます。ただ、前回が前回でしたので、条例案といたしましてはその9の②で推進体制の整備ということで、子どもの権利に関する普及啓発を進めていくため、推進体制を整備するといったようなことで、じゃあ実際、どちらの委員会にかけるかについては皆様のご意見を聞きながら、じゃあ権利擁護のほうでやればいいじゃないかということであれば、それはそれでやっていくといったような形でもいいのかなということで、案としてはこのような形でぶつけてはどうかなといったようなことで考えてみました。

【部会長】

ありがとうございます。今、資料5の②について、特に下のほう、7番、8番、9番辺りについてご提案いただきましたが、委員の皆様、何かご意見はいかがでしょう。

【委員】

前回のときにもこの件にくっついて意見を述べさせていただいたんですが、どこが担うというのは最終的にはいろいろ、検討は必要かとは思いますが、せっかくこの子ども条例を立てて、皆に周知をするわけですから、その周知がちゃんとなされているのか、またその条例がちゃんと守られているのかという、チェック機構の場所の責任がどこにあるのかというのをチェックしている、その責任があるところというのを明確にしたいというのかなというのはあります。

どうしても子ども・子育て会議で報告をして、意見を述べるというとき、何か責任を取っているわけではなくて、皆でただ、それに対してうまくいっているよね、うまくいっていないよねとか、周知がまだだよねと言っているだけの様な形がしてしまうので、何かしらここでちゃんと議論をして、評価をして、実際にやっていないようであればこうしたほうが良いというのをきちんと決めていただいたほうが良いかと思います。もちろん、それをよく考えていただいたとは思いますが、まだちょっと曖昧な感じがするので、よろしくをお願いします。

【事務局】

基本的に推進する主体なり、責任なりというのは、これは区にあることだと思っています。私が思っているのは、その権利擁護委員というのは、もちろん他区でいろいろ機能している部分もあるので、そちらのほうが担っていく例も多いので、そういったことにもなるのかなと思っています。ただ、そうだとしたとしても別にその委員会にその推進の責任があるとは思っていません。これは区のほうで推進すべきで、ただ広く意見をいただき、例えばハッパをかけていただくとか、駄目出しをしていただくとか、そういったことなのかなと思っています。それを子ども・子育て会議でも、権利擁護でも両方でやっていただくのが、今のところいいのかなという思いではあります。

【委員】

ということは、責任は区にあって、責任をもって周知をするし施行もする。ただ、監査するとか、それを見るのがその擁護委員とかでチェックをしていただいて、また意見をもらって、またフィードバックするという形で考えてよろしいでしょうか。

【事務局】

そのような考えです。

【委員】

分かりました。ありがとうございます。

【部会長】

委員の皆様、ほかにはいかがでしょうか。

今のお話しですが、子ども・子育て会議というのは子どもの条例の普及啓発以外、たくさんたくさんのトピックスを扱っているわけで、この会議で扱うとなると全体の中の一部

ということになります。この権利擁護委員はその子ども条例の普及啓発、専門というわけではないですが、そこに力を注いでいただければ、そういうイメージでよろしいでしょうか。

【事務局】

そうですね、基本的に権利擁護委員というのは独立した独任制というか、それぞれが動いていただいたほうが。ただ、皆さんで話し合っ、難しい事案を共有して、お互いに知恵を出して、こういうアプローチがいいんじゃないかなんていう話をしていただいたりとか、じゃあそういったことを取り組む、例えば相談件数が少ないね、だから普及啓発が進んでいないんじゃないのとか、そういったご意見、いろいろいただくことはできるかなと思っています。ただ、子ども・子育て会議におきましても皆さん、子ども分野に広く関わられている皆さんなので、またその権利擁護委員とはまた違った視点でご意見をいただくこともあるのかなんていう、そんな思いではいます。

【部会長】

そうですね。先ほどご指摘いただきましたように、責任という言い方が違うのかもしれませんが、権利擁護・普及啓発ということに主に取り組む部会というか、委員というイメージで権利擁護委員は捉えさせていただきます。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは今、5の②をご説明いただきましたが、続きです。ご説明をお願いいたします。

【事務局】

資料5の③に入ります。

全区立小中学校の児童・生徒さんを対象としたアンケートの実施を考えてみました。

条例というものは、区議会で審議され、区議会の議決により決定するものです。また、法規としての表現といった点では、一定のルールが課せられますが、できるだけ多くの子どもたちに関心を持っていただけるよう、また、その思いをなるべく反映できる方策はないかと考え、このアンケートの実施を考えてみました。

このアンケートの内容については、子ども・子育て会議の二つの部会で2回開かれますので、それぞれの2回の議論ですとか、あと区議会や教育委員会でも、様々ご意見をいただこうと思っています。

まだまだ未完というか、いろいろこうしたほうがいいんじゃないかという点の意見、皆さんから寄せていただけるものと思っていますので、よりいいものにしていきたいと考えています。

これまでは、子ども・子育て会議や区議会のやり取りを踏まえますと、条例についての関心としては、最初に名称をどうするかといったお話し。そして、条例で保障する子どもの権利について、何を盛り込むかといったようなところが大きいのではないかと。

あともう一つ、他自治体の条例などを見渡しますと、条文はともかく、条例の前文については、かなり各自治体の個性が色濃く出るのかと思っています。この三つについて、改めて問いかけを行うことで、多くの子どもたちを巻き込みながら、条例制定の準備が進

められているのではないかと考えたところです。

また、条文の表現、言い回しをどうするのかといった点についても、ご意見をいただいたことがあります。しかし、細かな言い回しについて広くご意見を募ったとしても、それらを反映することは、困難な部分も生じるのではないかと。

また、せっかく細かに考えていただいても、先ほど申し上げました法規としてのルールに反してしまう場合もありますし、そういったことも懸念されることから、子ども・子育て会議の皆様には、例えば、幾つかの条文をサンプルとして区からお示しし、例えば、幾つか個別の条文について、このような表現はどうだろうといったご意向があるならば、それらをなるべく反映できるよう考慮しながら条文を検討といったような、そんなことができればいいのではないかと考えています。

条例で用いる言葉、表現については、小さな子どもや日本語が不得手な方でも分かるような表現を用いるようにといったご意見、これまでも多数いただいています。その辺りは、皆さんも一致した考えと認識しています。区としても、このような形をできればやりたいと思っていることですが、他自治体の先行事例を見渡しても、やはり、例えば条例という言葉一つとっても、権利擁護委員という言葉一つとっても、子どもたちには、どうしても分かりにくい表現というのは、使わざるを得ないところもあるのかといったところで、例えば条例とは別に、周知啓発用に易しい日本語を用いた解説版を作成するなどといった取組等が必要ではないかと考えています。

では、アンケート案の中身に入っていきます。

資料全体では、22ページのほうです。

回答者が答えやすいように、選択式を基本としたいと考えています。また、今回の会議では、委員の方々に区の考え方をいろいろお示しするため、いろいろ細かな注釈をつけていますが、実際のアンケートでは、なるべく削除してシンプルな形にするとともに、中学生はともかく小学生に向けては、仮名を振り、平易な表現に改める工夫。これは当然に必要かと考えています。

では、中身なんですが、まず問の1です。

条例の名称についての設問でございまして、子ども・子育て会議では権利という言葉を用いた名称にしてはといったご意見をいただいています。また、先ほど紹介した小学生のアンケートでは、権利と並んで未来という案をたくさんくださっていますので、まずはこの二つ。

それに今後の検討になりますが、以前、区議会のほうで家庭といった言葉を用いたらといった意見もありまして、そういった方面から選択肢に加えるのかを考えています。

次に、問2の前文についての設問です。

(1)は、体系についてです。体系というか、形式といいますか、そういったことですが、三つの形を考えてみました。

一つは、選択肢アとして用いています、大多数の先行区では用いている形式になりまして、制定する区側の思いですとか、目的を文章形式で表すようなものです。

次のページです。

選択肢のイですが、宣言文方式といいますか、そんな形で宣言文を箇条書に示した形になります。私自身、前職が防災危機管理課長をやっていたしまして、その際、北区では大規模

水害を想定した避難行動の基本方針を策定していきまして、考えのベースになるデータというのは、膨大なものになるんですが、要点のみを区民の方に分かりやすく伝えるために、箇条書5か条プラス、北区からの宣言文、一文としてまとめ上げたものがありまして、非常に分かりやすく端的に伝えるといったことでは、こういった形式のものもいいのではないかと思った次第です。

三つ目です。以前、子ども・子育て会議でも、武蔵野市の例、委員の方からも紹介いただきました子どもたちからのメッセージを発信する形です。こういったものもどうかといったところですよ。

設問の2の24ページに進みまして、真ん中ほどです。前文に盛り込んだほうがよい文言・文章などについても、募集できるのではと考えました。

問3は、条例に盛り込む子どもの権利についてです。1から7の権利については、子ども権利条約にもうたわれ、他自治体のほとんどで盛り込まれていることから、これらについては、あえて問いかけをせず、紹介する形とします。

ただし、まだ先行自治体では、あまり盛り込まれた例がなく、独自性が高いものについては、あえて問いかけ、お子様たちに内容をいただきながら、条例の取組、制定の取組が進むといいのかといったことです。

今のところ区では、(1)①②③と三つの権利を考えてみました。盛り込むといいのかと思ったのが三つ、①②③です。

一つが、克服しがたい状況から退避できる権利を考えてみました。

子ども・子育て会議では、休息する権利などといったご意見をいただいたところですが、いろいろなことから安易に逃げてしまう。例えば、テストが嫌だから受けたくないとか、マラソンが嫌だから今日は休みたいとか、そういった安易な逃げというか、そういうのにつながるのではないかと、懸念の声も寄せられたことも聞いています。

そんな中、子どもたちからの意見聴取の場では、子どもたちそれぞれが頑張れるべきところ、我慢できるところ、そういったことというのは、それぞれ違うので、それぞれに合わせた目標の設定が必要などという声もいただきましたので、案としてお示しするような形を考えてみました。

②ですが、周囲の大人との交流の機会を持ち、意見交換を行い、時には悩み等を相談できる権利。

そして③としまして、個々の子どもたちの状況・心情等に応じて、子どもたちの望む形での学ぶことができる権利といったもの。これらは、これまで行ってきた子どもたちからの意見聴取の中で、最も多く寄せられた意見なのかなと認識しています。

6ページのほう、お進みください。

以下、参考ということで、子ども・子育て会議の中で盛り込んでどうかといった意見があったものとか、他自治体で取り上げられていて、独自性が高いと思ったものを三つほど取り上げています。

一定の必要性とかは理解するんですが、条例に規定することについては懸念もあることから、この会議で取り上げまして、その取上げ方等については、いろいろ意見交換ができればと思っています。

資料にある表現、改めて見ますと、若干否定的なトーンも色濃く出しているよ

うにも思っていますが、条例制定の取組がよりよいものとなるよう、この場でいろいろ意見をいただきながら、今回の会議、次回の会議と、委員の皆様とやり取りしながら、形が固められたらいいのかなと思っています。

文化・芸術活動に参加できる権利なんていうので①ですが、意見いただきましたが、これも捉えの飛躍とかにつながらないといいかということ懸念する意見もいろいろあったものですから、ここではそういったことを取り上げてみました。

あと、②の子どもの発達に応じてプライバシーが尊重されることについて。これは中野区で条例に盛り込んでいるんですが、例えば大人が子どもに対して、「今何やっているの」みたいなことに対して、「プライバシーだから言えません」みたいな、「そんなことは条例にだって書いてあるんだ」みたいな、そんなことにつながっても嫌かなといったことで、その辺りを皆さんでいろいろご意見いただければありがたいかなと思いました。

あと、失敗してもやり直すことができる権利というのも、これも委員の方からご意見いただいたところではありますが、例えばもう少し表現とか、いろいろ研究してもいいのではないかといった声もあったものですから、ここで相談させていただきました。

【部会長】

ありがとうございます。

今、資料5の③について、この③は、子ども条例の区立小中学校で児童・生徒を対象として行う予定のアンケートの中身についてでしたが、委員の皆様からご意見等いかがでしょうか。

こちらの小中学生を対象としたアンケートということで、もし、こうしたアンケートを実施したら、例えば小学生なら、どんな回答を寄せるのかと思ったんですが、いかがでしょうか。お伺いしてもよろしいでしょうか。

【委員】

アンケートのほう、ありがとうございます。

小学校の6年生で政治、それから、こういう条例とか、結構そういうところを習いますので、やはり実際に答えられるのは6年生を終えたところかと読んでいて思いました。ただ、やはり4年生からもいろいろ自分の意見を持っているところですので、答えられるところを答えていくというのは、大事なところかと思っています。

読む量とか、それから表現というのをできるだけ減らしていただいて、答えやすい、先ほど選択肢を用意してくださると思いましたが、選びやすい、それから子どもたちが意見を表明しやすいものを作っていただいて、アンケートを子どもたちに答えてもらいたいと、今、読んでいて思いました。

【部会長】

事務局からはいかがですか。

【事務局】

1点、先ほどの説明で足りなかった点があるんですが、基本、お子さんたちに、例えば

条例の名称とかというのは、選択肢でいろいろあろうかと思うんですが、盛り込む権利については聞く以上は基本、いいね、いいねとみんなが丸をつけるようなものを盛り込んでいきたいという形になるんじゃないかなんて、そんなことは思っています。

【部会長】

先ほどご紹介いただいた調査は、回答率2.8%ということだったんですが、次は、もう少し多いといいのかと思います。今、ご説明いただいたように、結局、読むお子さんによって、意味が分かったり、分からなかったりもすると思いますので、単純に、この意見が多かったからとか、これは少数意見だからというわけではなくて、いただいた意見は全て尊重して、前向きに検討していくということによろしいですか。そういった姿勢であるということ。

【事務局】

そうですね、子どもたちから多く寄せられた意見が、本当に条例に反映されるかという点については、それはまだ断言できないところでもありますが、十二分に参考にはなるのかと思っていますし、まずは子どもたちに関心を持ってもらうということも大事だと思っているので、選択式にして、なるべく、回答を寄せやすい形にできたらと思っています。

【部会長】

前文のスタイルとかも、こういうふう聞くのはすごく面白いなと思ったんですが、小中学生が読んで、どれぐらいイメージできるのか、選べるのかということを見ると、やっぱり、かなり学年によって捉え方も変わってくるのかなと思いました。

また、具体的な権利の質問です。

すごくオリジナリティーがあって、面白いと思ったんです。克服しがたい状況から退避できる権利とか、①②③と。克服しがたい状況とか、子どもにとってどういうイメージなのかということと考えますと、アンケートの取り方によるといいますか、どのような導入でこのアンケートについて告知するのかとか、そういったことに結構左右されてくるのかなという気がしました。

あと、現時点で参考となっている6ページからの①文化・芸術的活動へ参加できる権利、②子どもの発達に応じてプライバシーが尊重されることについて、③失敗してもやり直すことができる権利というのも、他の自治体では盛り込んでいたりすることで、それぞれ、もちろん大事な権利ではあるので、何かしら工夫して、こうしたニュアンスも含めていけるなら、それがいいのかと感じたところです。

飛躍して解釈されてしまって、悪用されるのではないかということは、もちろん懸念されると思うのですが、それも、それこそ児童の権利条約、あれのときもそうした意見は多分、国内でもたくさん出たんじゃないかと思いますが、それよりも何よりも、子どもの最善の利益ということで、子どもにとって必要なことをまず考えていくということも大切かと思いました。

私個人的には、発達に応じてプライバシーが尊重されるのは、すごく今の子どもに必要なんじゃないかという気もするんです。例えば、それこそSNSみたいなものが普及して

いるからこそ、尊重されるべきプライバシーみたいなものがあるかもしれないですし、保護者としては心配で、どうやって関わっていいかということで、子どもと意見が合わないような面もあるかもしれませんが、あるいは児童虐待みたいなことも、保護者であるから子どもに対してどこまでも介入していいというようなことで、保護者は子どものプライバシーを守らなくてもいいという根拠で行われているとしたら、それは間違っていると思いますので、ここに書かれているような権利、ニュアンスをなるべく含める方法で検討できたらいいのかなと思いました。

ほかの委員の皆様はいかがでしょう。

【委員】

アンケートで、資料だと25ページの一番上のところに、「上表で示した権利に加えて、次の①～⑥の権利の保障について」と書いてありますが、①②③の後「以下、参考」となっています。①～⑥だとすると、この「以下、参考」の①②③が④⑤⑥になるということですか。

【事務局】

これは①～③にすべきです。すみません。

【委員】

この①②③。26、27が④⑤⑥になるということですか。

【事務局】

いや、今のところはならないです。

ただ、例えば私たちも、それを全く、本当に箸にも棒にもかけないという気はないんです、正直。先ほど部会長からも意見をいただいたとおり、例えばプライバシーの権利について、曲解されないような、いろいろ文言を加えながら、そういったことも盛り込むようなというようなご意見をいただいているので、これだったら行けるかみたいな、そんなことをいろいろ。

今回の資料については、間違いなく①～⑥というのは間違いで、①～③です。

【委員】

分かりました。

参考①②③を論議したらいいということでいいですか。

【事務局】

そうですね。こちらの①②③もそうですし、参考のほうも、ぜひご意見いただければありがたいです。

【委員】

27ページの「失敗してもやり直すことができる権利」があった方がよいと思います。

過度に失敗を恐れる子どもがいます。会社の新入社員でも過度に失敗を恐れる者が多いです。大したことがないようなことまで失敗を恐れるので、石橋をたたいて壊しているようなイメージです。チャレンジ精神という意味では、失敗してもやり直すことができる権利というか、失敗したってやり直したらいいんだよと言えた方がいいと思っています。

失敗を簡単なものと誤解して行動してしまうというところまでは至らないのではないかと思います。過度に失敗を恐れ、間違った自分が人からばかにされるのではないかという思いが非常に強いと思います。これは個人的な意見ですが、失敗したってやり直したらいいんだよというメッセージは、あつた方が心理的安全性が生まれるのではないかと思います。

【部会長】

事務局からはいかがですか。

【事務局】

そういう意見もあるだろうなと思っていまして。逆に、ほかの皆さんはどうでしょう。

【委員】

難しい部分もあるとは思いますが、逆に、今このアンケート自体で、曲解な飛躍を恐れて石橋をたたいている状態だと思いますので、やはりそこら辺は、きちんと渡ったほうがいいと思いますから。いろいろな今まで、議論の中で、今は排除されている形になっている、あとの三つの項目に関しても、最終的に入れるかどうかというのは、また別な話しとしても、アンケートの中で子どもたちに問いかけてみるというのは、やはり必要なことなのではないでしょうか。我々大人が、そこの一歩を踏み出してあげてもいいんじゃないでしょうか。

【部会長】

はい、事務局からはいかがですか。

【事務局】

ご意見、いろいろありがとうございます。

本当に事務局としても、ここのお示ししている25ページにお示ししている三つ、あと26、27の三つに関しても、いろいろ議論をしまして、今のご意見いただいた「失敗してもやり直すことができる権利」というところは、実は私も入れたいなという気持ちも非常にあつたりとかしているところなので、今のご意見、非常にありがたかったです。

これまでの議論を踏まえて、今回この六つをお示ししているんですが、大体この六つに関しては、全てアンケートに入れてみたほうがいいというご意見も、今いただいたところですが、そのほかにこういう権利はどうなんだみたいなのところがあつたら、少しお伺いしてみたいと思っていったりもします。

また、非常に今、表現が長くなってしまっていて、もう少し、やっぱりお子さんに聞くとき、児童・生徒さんに聞くときに端的にしたいなと思っていったりする部分もあるので、

何か表現のところでも、こんな工夫ができるんじゃないかみたいなご意見があったら、ぜひ伺いたいなと思っています。

【部会長】

はい、ありがとうございます。

これは、実施は7月、8月頃ということですね。

【事務局】

そうです。なるべく早い時期に、できれば2回の部会で。7月に子ども・子育て会議をするので、そのときにはもうやりましたぐらいのことが言えるスケジュール感でやりたいイメージはあるんですが、6月と書いておいて、7月に遅れるのも嫌なので、そんな書き方をしていますが、できれば早い段階で。例えば、夏休みに入る前ぐらいにできるとうれしかなんて思いはあります。

あと、先ほど事務局からもありましたが、子どもたちに聞くときに、例えば26ページの上のほうで、「自身の心情に配慮された学びの環境が整備されていることで、幸福感・満足感を得て、意欲的に学習や」とか、何かそんなことを絶対に書く気はないので、今日こういう子どもたちの思いがあったので、こういうのを加えてみましたという、皆さんへの説明として加えたので、もうちょっと分かりやすく端的な形を考えたいと思っています。

【部会長】

ありがとうございます。このアンケートを決定する場ではないと思いますので、いろいろご意見、今後もお寄せくださいということでもよろしいでしょうか。

【委員】

ちょっと違うんですが、条例の最初の聞くところの、名称とかのところでは家庭という言葉が出てきたんですが、先ほども条例の基本的な考え方の中でも「家庭的な環境のもと」というのが、また新しい言葉が出てきている。家庭的というのでも分からないです。家庭がいいものという感じに使われているんですが、もちろん、家庭に対して家庭がないお子さんもいますし、いろいろな多様性とかも考えたときに、安易に家庭という言葉を使っているのかなという。皆さんは家庭という言葉に、どう思われているのかなというのを思っています。

アンケートにしても、家庭的、家庭という言葉が言われたときに、子どもたちはどのように捉えているのか。いわゆる大人で、特に古い大人で、家庭、親子みたいなのをできるだけ前面に押し出して、そういう言葉を使おうとする年配の方がいらっしやいますが、やはり慎重なほうがいいんじゃないかなと思っています。皆さんどうでしょうか。家庭という言葉に対して。

【部会長】

はい、委員の皆様はいかがですか。

はい、じゃあ、事務局から。

【事務局】

幼稚園、保育園の先生たちに助けてもらいたいと思っているのですが。委員がおっしゃるのは、すごく分かるんですが、例えば保育園とか、幼稚園とか、家庭的な雰囲気の下で、誰もが安心して過ごせるとかというのは、本当に使っている言葉なんです。当然、幼稚園、保育園に、家庭にももちろんご両親が本当にいらっしゃらない、そういったお子さんがいても、そういった家庭的なという言葉が使っていたりとかして。

確かに、例えばもうすぐ母の日なんかがあって、昔だったらお母さんの絵を描こうなんて言っていたのを、お母さんの絵では駄目になって、今はお家の人の絵を描こうとか、そういう配慮が必要になったりとか、そういう時代ではあると思いますが、家庭的というのは、何かそういう点では、私は許される表現ではないかなという、そんな気もしているんですが、ただ懸念があるというのは、それはそのとおりかなと思いますが、どうでしょう。

【事務局】

個人的な今のご発言、委員のご意見も聞いていて、家庭の捉え方は非常に、本当に難しいんだろうなと思いました。

先ほどご指摘いただいた17ページのところだと思うんです。「家庭的な環境のもとで」という赤字で新たに加わったところの辺りと、その上の養育環境の保障のところにも、「家庭環境の中で子どもを養育できる」という表現があって。一方で、もう少し上に行くと、一般用語というんですか、家庭や地域との連携みたいな捉え方をしているところでの家庭というのは、また意味が違いうだろうなと思っていて。家庭という言葉そのもの自体が、ここから一律になくす必要は私もないかなとは思っている一方で、確かに、ご指摘あったような様々な環境の中で育っている子どもたちに対して、保護者に家庭的な環境のもとでと書いたとき、ご指摘のような懸念はあるなというのは、今、聞いていて思いました。

ですので、その辺りの言葉の使い方。良好な家庭環境とかと言ったほうがいいのか、その良好な環境でも、同じようなニュアンスになるのかどうかという辺りは、事務局としても、もう少し考えてもいいのかという印象がありました。

【委員】

駄目とは思ってなくて、自分の考え方自体も、やっぱりほかの人と同一ではないとか、もしかしたら偏っているかもしれない。今、委員の皆さんとか、考えていただいた皆さんがやっぱりこれの言葉のほうがいいんじゃないかということであれば、それはいいんですが。自分的には、家庭的と言ったときに全員の子がポジティブに考えるとは一概に、特に今はいかないのかなというのを懸念したものですから、皆さんのご意見を聞いてみました。

【委員】

日常的に保護者の方にも、保護者幹事会とかで、家庭的な保育環境をということを、すごく私たちも日常的に保護者の方たちのお話の中でも作っていて、家庭的イコール、やっぱり愛情を持った接し方という、今いろいろな家庭がありますので、それがイコールにはなるとは思わないですが、やはり愛情イコール家庭的な雰囲気というのが、やっぱり拭え

ないというのが私たちの業界でも、日頃使っている言葉としての象徴として使っているところ、現実あるということは一つ付け加えさせていただきたいと思います。

【委員】

本当に現場では、「家庭的な環境のもとに」というのをよく使う言葉なんです、家庭が、例えばお父さんがいるとか、お母さんがいるとか、スタイルだけではなくて、子どもがその中で安心してくつろげたり、自分の思いとかを表現できたり、そういう場としての家庭的なという表現で、現場では「家庭的な環境のもとで」というのをよく使っているので、そういったニュアンスが組み込まれればいいのではないのかと思いました。

【委員】

家庭的という言葉と、また、その親御さんたちの家庭環境、意味合い的には全く違ってくる言葉なんです。ですから、日本語は物すごくアバウトな、曖昧な雰囲気の中で、我々は使い分けてやっているのが実情なんです。

我々のほうでも、家庭的な雰囲気の中で保育していますよという言葉は、これはしょっちゅう使います。恐らく、大多数がそうであろうなということで発信しているだけであって、本当に家庭環境の悪いという表現がいいかどうかは、ここでは申し訳ないですが、そういったお子様を今度は家庭的に愛情をもって、どこを育むかということが、またその家庭的と、家庭環境と、意味としては全く違ってくる可能性のあるところで、今言われると、そうかなということが私自身の個人的な意見です。

【部会長】

そうですね。家庭的という言葉は、私もどうなのかなとは思ったんですが、何か家庭的という言葉が意味しているところが、今、皆様がご説明してくださったようなことをもうちょっと違う表現で表せると、よりすっきりするのかという気がしましたが、意味合いとしては、多分、皆さん共有していることだと思うんです。信頼できる人たちに囲まれて、安心して過ごしていくという意味合いだと思うんですが、それを端的に、みんなが共通して理解できるような言葉があれば、採用していくということでお願いしたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

【事務局】

また権利の話に戻ってしまって恐縮ですが、26ページの参考のところの①で、「文化・芸術的活動へ参加できる権利」というのを、これまでの議論の中でご意見いただいていた、ここにも載せていますが、これに関しても文化・芸術を入れるんだったら、もう少し、例えばスポーツがあるんじゃないとか、いろいろ考えられるところがあるかと思ったり自分はしているんですが、この辺りに関して、何か皆さんのもしご意見があったら、いただけたらありがたいなと思っているんですが。

【部会長】

「文化・芸術的活動へ参加できる権利」の参考部分の①のところ、これもすごく大

事な権利だと思いますが、例えば、そこに加えて運動する権利とか、そういうことですかね。身体的な側面も入れていってもいいのかもしれませんが、それも含めて、文化・芸術的活動へ参加できる権利について、いかがでしょう。

はい、お願いいたします。

【委員】

子ども基本法の中で、子どもが持つ四つの権利というのは22ページにある、この四つの権利なんです。ですから、今回、北区では六つか七つぐらいの権利を網羅してやろうとしていますが、基本個人的には四つの権利の中で、大きく捉えれば全て入ってくるんです。この権利そのものを細分化して、じゃあ、これも、これも、これも、これもとやっていくと、多分再現なく細かく細分化されてしまうことのほうがいいのか、あまり細分化しないよりも、基本四つの権利で抑えるのか。六つにしようが、七つにしようが、それはこの委員会の中で決定すればいいことだとは思いますが、私個人的には四つの中で収まるんじゃないかという気はしています。

【部会長】

はい、ありがとうございます。

今のご意見について、いかがですか。

【事務局】

確かに、委員がおっしゃるとおりで、後から作る区が先の区を参考にして、どんどん、どんどん細分化されている傾向というのは、何となく否めない気もしないでもないというのが実情ですが。

ただ、やはり子どもたちからいろいろ寄せられた声とか、なかなかこの四つの権利ですと、生きる権利でどうなんだろうというところでは、もう少し噛み砕いた言い方というか、子どもたちに伝えやすい言い方というか、そういったことをもうちょっと条文にも入れてもいいのかななんて思いは、やっぱりあります。

そういう点では、基本的に集約されるのは四つに結局なるんでしょうが、それを基本としつつ、もうちょっと独自性を盛り込みたいなという、そんな思いであります。

【委員】

すみません、先ほどの文化の段階でスポーツ、何か自分的にはスポーツも文化の一つだと思うんですが、スポーツカルチャー、その文化のところに含まれているから、つけなくてもそこはいいのかと思うんですが、分からない。確かに分かりにくい場面、子どもとかは分かりにくい場合もあるかと思うんですが、含めてもいいのかなと思っています。

【委員】

文化・芸術に参加できる権利については、個人的には要らないと思います。

不勉強であったら申し訳ないのですが、子ども条例の31条を見ると、恐らくこれは働かされる子どもを休ませてあげようとか、余暇をあげようということじゃないかと勝手に

理解しているのですが。恐らく日本においては、そういう働く子どもはあまりいないのではないかなと思いますし、憲法でも健康で文化的な生活は保障されています。ヤングケアラー問題とかありますが、あえて子どもの権利が侵害されているイメージがないですし、先ほど他の委員もおっしゃっていたのですが、他の条項に包含されるので、あえてくり出さなくてもいいような気がします。恐らくアンケートを行ったら、権利をもらえるのであれば要らないとは言わないとも思います。31条の成り立ちは不勉強で分からないのですが、31条の1項を見ると、「休息及び余暇について、児童の」とあるので、現代の日本にはなじまないのではないかなと思いました。

【部会長】

はい、ご意見ありがとうございます。

【事務局】

31条というのは、二つの項からなる条文ですが、31条の注釈、タイトルをつけなかったんですが、実は「休息、余暇及び文化的な生活に関する権利」というタイトルがついております。文化・芸術と合わせて休息・余暇にもウエートを置いた条文となっており、どちらも「国が子どもの権利を認める」とか「国が機会の提供を奨励する」といった形式となっております。一般的に「日本に馴染まない」というご意見はそのとおりとは思いますが、日本も締結国にはなっているという事実はあります。

いろいろご意見いただいて、すみません、まとまらなくて。また皆様からのご意見を引き続きと思っています。

【部会長】

そうですね、子どもの権利条約31条を踏まえるとすると、参加できる権利というよりは、むしろ休む権利といいますか、塾にばかり通っていて全然休みがないとか、そういう状態ではなくて、何もない日とか、ただ体を休めるような、そういう時間というものを保障されるべきだというような、そういう意味合いでこの文脈だと捉えることもできるのかなという気もしますが。

休息する権利みたいなのは、どこかにあったんですか。それも、ここに含まれるのでしたか。

【事務局】

休息する権利については、25ページのほうの「克服しがたい状況から退避できる権利」ということで、区としてはこういった言い方で置き替えてみてはどうかといった、今のところの考えです。

【部会長】

なるほど。こちらに休む権利も含まれる。はい、分かりました。ありがとうございます。そうですね。委員の皆様がおっしゃられるように、細かくなり過ぎると意味が。

【委員】

先程申し上げた通り、権利だったら、みんな欲しいと言うと思います。並べるのはいいのですが、最後に、「この中でどれが一番欲しいですか」というのは入れたほうがいいのではないかと思います。メリットなのでどれも欲しいものであると思いますので、「あなただったら、どれが一番欲しいですか」という質問で、子どもたちがこの中で一番欲しいと思う権利を我々の判断の参考としてアンケートで取ったらどうかと思いました。

【部会長】

はい、お願いいたします。

【事務局】

そうですね、私は選択肢として聞いていて、何か入れないよというのもないような、そんな思いではあるんですが、ただ、ご提案のそういった順位を聞いたりとか、優先を聞いたりとか、そういった取組もいろいろ検討していく上では、面白いというか、参考になる要素ではあるのかと思ったので、いただいた意見、またもんでみたいと思います。

【部会長】

ほかに委員の皆様いかがでしょうか。

はい、お願いいたします。

【委員】

アンケートを取るに当たって、4年生から中3までですよね。学年ごとの差異とか、それも見比べていただくと、大変違う傾向が出るのかどうかを確かめていただきたいという気持ちと、なるべく回収率を上げるような努力をしていただきたいと思いますので、お願いします。

【部会長】

はい、ありがとうございます。

【事務局】

小学校と中学校は恐らく分けて、小中は絶対出そうかなと思っていますが、各学年は分からないです。すみません、なるべくご要望には沿った対応を考えてみたいと思いますが。

【部会長】

はい、ありがとうございます。

ほかに委員の皆様いかがでしょうか。

子どものための条例ということで、子ども自身が分かりやすく、また、その子どもの権利といったときに、子どもにとって身近に理解しやすい項目を立てていくということで、これからも検討していければと思いますが、あとはよろしいでしょうか。

【委員】

全般的な話になってしまいますが、権利は義務があって初めて権利だと思っています。この条文の中で、子どもに対して義務を課すことはできるのでしょうか。

何が言いたいかという、いじめるのは子ども同士です。いじめちゃ駄目だよという義務を書くことは可能なのでしょうか。

つまり、区とか、大人に対しては努力義務を課しています。子どもに対して何々してはいけません、何々の防止みたいなのはあったと思いますが、子どもに対して、あなたはこれをしたらいけませんというのではないと思います。これはおそらく、子どもが善良で、無垢で弱いものだという前提に立って、強いものの力を制限するという建て付けだと思うのですが、でも、いじめるのは子どもです。条例にはいじめの防止をしなくてはならないとあるので、例えば、友達をいじめてはいけませんとか、個々を尊重しましょうとか、そういうことを書くことは可能なんではないのでしょうか。子どもに義務を課すということや権利を制限するというのをあまり論議としてなかったのですが、子どもとはいえ、やったらいけないことがあるのではないかと考えています。

【事務局】

個々を尊重しましょうというのは、在りなんじゃないかなと思います。

ただ、いじめを受けることなく、今うたっているのは、18ページのところなんですけど、「いじめその他の権利を侵害を受けることなく、安心して生活することができる」といった、そんな言い方をしています。

ただ、なかなか、条例の主体である子どもたちについて「やったらいけない」といった義務を規定するということについては、この場ではなかなかすんなりとは、義務を課すというのは、私たちとしては想定していなかった考えではあるので、確認は必要だと思います。

【委員】

子どもは守るべき弱い存在と考えて、もしかしたらこういう条文になっているのかもしれないのですが、子どもの権利を侵害しているのは大人だけじゃなくて、子ども自身、子ども同士も侵害しているのではないかと考えています。区民というところに、子どもたちも入るのであればいいのですが、ただ、この書きぶりだと子どもは入っていないように読めます。

ひねくれているかもしれないですが、権利ばかりを認めるのではなくて、その権利を認めるためには、あなたも人の権利を認めないといけませんよということも、しっかり言わないと権利ばかり主張する人にならないかという懸念があります。今までそういう論議をしていないのですが、子どもに対して、あなたは人の個性を尊重しましょうとか、いじめたらいけませんよとか、そういうことを前文でもいいので、織り込めたらいいのではないかと考えています。

大勢の意見ではないかもしれないのですが、懸念事項として挙げておきます。

【委員】

今回の子ども条例。そういうご意見もあると思うんですが、意外に今、子どもたちの中で、やはり実際に労働し、日本の中でも労働を強いられる。自分のプライバシーが、ほぼ親のせいでない。いわゆる自分の好きな道に進めないという。これは実際にたくさんいて、親権の中で、その中で組み込まれ、踏み込めない。周りの環境のせいで、そこでもがいている子どもたちがいる。その子どもたちにも、きちんと権利を認めてあげようというのが、多分、子ども条例の趣旨だと思うので、やはり8割、9割のできている家庭では、やっぱり1、2割かもしれないんですが、今、この日本の中でさえ、親に押し込められている、周りの大人の環境に押し込められている子どもたちのちゃんと権利を守ってあげようというのが、大切だと私は思っている。やはり、そういう守られていない子どもたちの権利をちゃんと守ってあげるのが、明文化してあげるとするのは大切だと、私は思っています。

【部会長】

はい、ありがとうございます。
お願いいたします。

【事務局】

先ほどのいじめの話とかで、子どもがいじめたらいけないということは、本当に大事なことだと私も思いますし、そこら辺はきちんと伝えるメッセージとしては大事なかなと思って。これは今回、条文形式でない、お示しの仕方をそれぞれしているんだと思っていて、最後に言っていた個性の尊重とか、18ページ(6)で自分らしさ、個性の尊重というところが、子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、誰一人取り残されることなく、その権利が保障されるというところの辺りの表現の中で、例えば、相互の尊重するみたいな。要は、いじめも含めてですが、そういう相互に権利を保障するとかが見えるような表現も使えば、やはりやったらいけないことはやったらいけないんだよということも、メッセージとしては伝わるのかなと思いますので、そこら辺は工夫が必要かなとは感じました。

ですので、いずれにしても条文化するときには、もう少し今みたいなニュアンスをどう取り入れられるか。(5)じゃなくて(5)の前のいじめのところの表現の中で、そこら辺が取り入れられるのかどうかもなんですが、条文化するときには、工夫が必要かもしれないというのは、今、聞いていて思いました。

【部会長】

はい、ありがとうございます。

そうですね。おっしゃってくださったように、前文とかでも工夫していただける点かという気もいたしまして、例えばお示しいただいた前文で、武蔵野市の条例ですか。子どもたちからのメッセージを発信する形式というところですが、これを見ていくと、24ページです。「わたしたち子どもは、お互いを尊重し合って行動することができます」という子どもからのメッセージの形ですが、これもいじめをしないということには、もちろんつな

がるかとは思いますが、そうした点で、前文が大切だとおっしゃってくださったんですが、そういった要素を前文に含めていくということもできるのかなと思いました。ありがとうございました。

ほかにはいかがですか。よろしいでしょうか。

じゃあ、今、資料5については、全て説明していただいたということでよろしいですね。

それでは最後、次第の3で、その他ということですが、事務局から何かありますでしょうか。

【事務局】

すみません。その他の前に資料5の④が抜けていたので……。

【部会長】

失礼いたしました。

【事務局】

今年度の予定の取組予定について、簡単に説明したいと思います。

今、議論いただいた児童・生徒への意見聴取ですとか、あと中学生モニター会議というのが、7月下旬から8月上旬にかけて実施されるんですが、「きたコン」で聴取した意見は全てアンケートが完了するか微妙ですが、その辺りのアンケートを踏まえた形で、子どもたちに、もう一度その条例の、例えばキーワードが寄せられたもので、例えばどんなメッセージが作れるかなとか、そんな例えば取組ができるといいかななんていうことを思っているんですが、モニター会議の中でも、その条例については取り上げて、今年も議論してもらう時間は取れそうです。

あと大学生の意見聴取なんですが、家政大に加えて、東京成徳さんでも、先生のご協力で実施します。

その他、部会、子ども・子育て会議のスケジュールですとか、そういったことをいろいろ取組を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【部会長】

今、資料5の④について、ご説明いただきました。ありがとうございました。これについて、何かご意見等ありますでしょうか。

それでは最後ということよろしいでしょうか。次第の3で、その他ということですが事務局から何かありますでしょうか。

【事務局】

それでは、事務局から次回、第2回目の北区子ども・子育て会議子ども・子育て支援計画部会の日程について、ご案内申し上げたいと思います。

今回は、令和5年6月7日、水曜日、午後6時30分から開催を予定してございます。

【部会長】

はい、6月7日ですね。

ほかに何か、ご連絡やご質問等ありますでしょうか。

本日は閉会ということでよろしいですか。

それでは、皆様ご協力ありがとうございました。本日の子ども・子育て会議を閉会いたします。

今後とも、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。